

経営安定資金 震災特別貸付

この資金の特徴

- ☑ 東日本大震災の影響を受けている方向けの、**非常に低利**な資金です
- ☑ 経営の安定化や事業の再建に必要な資金(**設備資金含む**)としてご利用いただけます
(申込みに当たっては、予め市町村長の認定等が必要です)

次のような方が対象です

- 東日本大震災の影響を直接・間接的に受け、「東日本大震災復興緊急保証」を利用する方

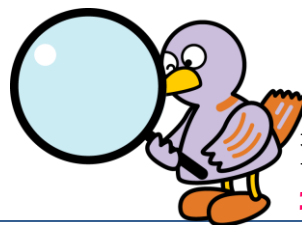
融資条件

	設備資金	運転資金
限度額	5,000万円	5,000万円
	設備・運転併用の場合は、併せて1億円	
利率	年0.9%以内 (固定金利)	
期間・償還方法	1年超10年以内 据置2年以内 元金均等月賦償還	1年超7年以内 据置2年以内 元金均等月賦償還
担保	金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保証人	個人:原則として不要 法人:法人代表者を連帯保証人とし、 原則として代表者以外の連帯保証人は不要	
信用保証	付する(保証料 年0.70%以内)	



融資については金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合もあります。裏面もご覧ください。

お申込み前に必ずお読みください



埼玉県の
マスコット
コバトン

融資対象者

震災特別貸付は、次のすべてに該当する中小企業者を対象としています。

- 1 信用保証対象業種^(※1)を営んでいる。

^{※1} 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人、非営利団体等は対象となりません。

- 2 申込みの日以前6か月以上引き続き県内に事業所を有し、同一業種を営んでいる(県外から移転し、申込日において県内のみに事業所を有している方については、県外での実績を含めて同一事業を引き続き6か月以上行っていけばよい。)
- 3 必要な許認可等を取得している。
- 4 事業税を滞納していない。
- 5 信用保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、金融機関に対する償還に延滞がなく、かつ、信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない。
- 6 信用保証協会の保証残高が、保証限度額未満である。
- 7 手形交換所の取引停止処分中でない。
- 8 東日本大震災法第128条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する方で、「東日本大震災復興緊急保証」を利用すること。

★東日本大震災復興緊急保証の利用に係る要件

対象者区分	説明	必要書類	市町村認定基準
東日本大震災法第128条第1項第1号に該当する方	① 特定被災区域内 ^{※1} の事業所が地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者	り災証明書	—
	② 原発事故に係る警戒区域等 ^{※2} 内に事業所を有する中小企業者	警戒区域等内に事業所を有することを証する書面	—
	③ 特定被災区域内 ^{※1} に事業所を有し、震災の影響により業況が悪化している中小企業者	市町村長の認定書	震災後の3か月 ^{※3} の売上高等が前年同期比▲10%
東日本大震災法第128条第1項第2号に該当する方	④ 特定被災区域内 ^{※1} の事業者との取引関係により、業況が悪化している中小企業者	市町村長の認定書	震災後の3か月 ^{※3} の売上高等が前年同期比▲10% +理由書 ^{※4}
	⑤ 震災災害により風評被害による契約の解除等の影響で急激に売上が減少している中小企業者	市町村長の認定書	震災後の3か月 ^{※3} の売上高等が前年同期比▲15% +理由書 ^{※4}

^{※1} 特定被災区域：災害救助法が適用された市町村等(岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村)。

^{※2} 警戒区域等：警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

^{※3} 震災後の3か月の売上高等は、3か月の実績集計前の場合、1か月の実績+2か月の見込みを含む3か月とすることも可能。(ただし、4月～6月の実績が集計済みの場合は、見込みによる認定は不可。直近3か月の実績による認定のみとなります。)

^{※4} 理由書は売上減少が東日本大震災に起因することを説明するもの

資金用途： 経営の安定又は事業の再建に必要な設備資金及び運転資金

ただし、次の資金用途は、融資対象になりません。

× 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金等

★県内に本社機能を置く中小企業者であれば、災害の影響を受けた県外事業所の復旧等に必要な資金も融資対象となります。

受付場所

地元の商工会議所、商工会で随時受け付けます。(申込みに必要な書類は、受付場所で御確認ください。)

取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内にある本支店で取り扱っています。

お問い合わせはこちらまで

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803
地元の商工会議所・商工会



彩の国
埼玉県